百七十　平成二十六年独法整備法第百五十一条の規定による改正前の独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号。以下「旧独立行政法人国際農林水産業研究センター法」という。）第二条の独立行政法人国際農林水産業研究センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十一　旧独立行政法人産業技術総合研究所法第二条の独立行政法人産業技術総合研究所（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十二　平成二十六年独法整備法第百八十四条の規定による改正前の独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号。以下「旧独立行政法人土木研究所法」という。）第二条の独立行政法人土木研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十三　平成二十六年独法整備法第百八十五条の規定による改正前の独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号。以下「旧独立行政法人建築研究所法」という。）第二条の独立行政法人建築研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十四　平成二十六年独法整備法第百八十七条の規定による改正前の独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号。以下「旧独立行政法人海上技術安全研究所法」という。）第二条の独立行政法人海上技術安全研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十五　平成二十六年独法整備法第百八十八条の規定による改正前の独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号。以下「旧独立行政法人港湾空港技術研究所法」という。）第二条の独立行政法人港湾空港技術研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十六　平成二十六年独法整備法第百八十九条の規定による改正前の独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号。以下「旧独立行政法人電子航法研究所法」という。）第二条の独立行政法人電子航法研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十七　旧独立行政法人国立環境研究所法第二条の独立行政法人国立環境研究所（独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

第九条の四第五号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「旧独立行政法人日本原子力研究開発機構（旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構法」に改め、「旧日本原子力研究所」の下に「を含む。」を加え、同条第七号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改め、「旧新エネルギー・産業技術総合開発機構」の下に「を含む。」を加え、同条第二十七号中「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律」を「旧独立行政法人情報通信研究機構法第三条の独立行政法人情報通信研究機構（独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律」に改め、「旧通信・放送機構」の下に「を含む。」を加え、同条第三十九号中「平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法第一条」を「旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法第一条」に、「並びに平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」を「、平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」に改め、「旧独立行政法人食品総合研究所」の下に「を含む。」を加え、同条第四十号中「平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」を「旧独立行政法人水産総合研究センター法第二条の独立行政法人水産総合研究センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」に改め、「旧独立行政法人さけ・ます資源管理センター」の下に「を含む。」を加え、同条第四十一号中「平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法」を「旧独立行政法人土木研究所法第二条の独立行政法人土木研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法」に改め、「旧独立行政法人北海道開発土木研究所」の下に「を含む。」を加え、同条第四十四号を次のように改める。

四十四　旧独立行政法人森林総合研究所法第二条の独立行政法人森林総合研究所（旧林木育種センターを含む。）

第九条の四に次の十五号を加える。

百九　旧独立行政法人物質・材料研究機構法第三条の独立行政法人物質・材料研究機構

百十　旧独立行政法人防災科学技術研究所法第三条の独立行政法人防災科学技術研究所

百十一　旧独立行政法人放射線医学総合研究所法第二条の独立行政法人放射線医学総合研究所

百十二　旧独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構

百十三　旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構

百十四　旧独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構

百十五　旧独立行政法人農業生物資源研究所法第二条の独立行政法人農業生物資源研究所

百十六　旧独立行政法人農業環境技術研究所法第二条の独立行政法人農業環境技術研究所

百十七　旧独立行政法人国際農林水産業研究センター法第二条の独立行政法人国際農林水産業研究センター

百十八　旧独立行政法人産業技術総合研究所法第二条の独立行政法人産業技術総合研究所

百十九　旧独立行政法人建築研究所法第二条の独立行政法人建築研究所

百二十　旧独立行政法人海上技術安全研究所法第二条の独立行政法人海上技術安全研究所

百二十一　旧独立行政法人港湾空港技術研究所法第二条の独立行政法人港湾空港技術研究所

百二十二　旧独立行政法人電子航法研究所法第二条の独立行政法人電子航法研究所

百二十三　旧独立行政法人国立環境研究所法第二条の独立行政法人国立環境研究所

第十条並びに別表第一イの表備考及びロの表備考第一号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（国家公務員倫理規程の一部改正）

第三条　国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」を「行政執行法人（以下「行政執行法人」に改め、同項第四号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第七号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第六条第一項各号、第七条第一項、第十四条第二号から第五号までの規定、第十五条第一項第四号及び第十六条第五項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四条　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号から第三号までを次のように改める。

一　国立研究開発法人海上技術安全研究所

二　国立研究開発法人建築研究所

三　国立研究開発法人港湾空港技術研究所

第三条第五号を次のように改める。

五　国立研究開発法人産業技術総合研究所

第三条第七号から第十一号までを次のように改める。

七　国立研究開発法人情報通信研究機構

八　国立研究開発法人森林総合研究所

九　国立研究開発法人水産総合研究センター